



産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道函館市高松町575番地270
名 称 株式会社狷々谷建設
代表取締役 狷々谷 勝文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 工 藤 壽 樹



許可の年月日 令和元年7月28日
許可の有効年月日 令和6年7月27日

1. 事業の範囲

破砕 ①木くず, ②ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのもののうち, ガラスくずを除く。), ③がれき類 (コンクリート塊, アスファルト塊を含む。) 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設1 施設の種類 ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのもののうち, ガラスくずを除く。), がれき類 (コンクリート塊, アスファルト塊を含む。)の破砕施設
設置場所 函館市東山町134番2の内
設置年月日 平成16年7月9日
処理能力 640 t/日, 80 t/時間
許可年月日 平成16年3月5日
許可番号 函産施第15-4号

施設2 施設の種類 木くずの破砕施設
設置場所 函館市東山町134番2の内
設置年月日 平成16年7月9日
処理能力 600 t/日, 75 t/時間
許可年月日 平成16年3月5日
許可番号 函産施第15-5号

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年7月28日 当初許可年月日

平成18年9月5日 変更許可年月日 ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのもののうち，ガラスくずを除く。)の破碎の追加

令和元年7月29日 更新許可年月日 (第3回)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

令和5年1月19日 許可証書換え交付 (事業の用に供する施設の変更)